

令和7年度

住民税等のお知らせ

中野区

特別区民税・都民税・森林環境税

税金は納付期限までに納めましょう！
●第1期分 6月末(6/30) ●第2期分 8月末(9/1) ●第3期分 10月末(10/31) ●第4期分 翌年1月末(2/2)

納税困難な方はご相談ください
徴収猶予等のご相談を承りますので、別記「納税が困難な場合について」のとおり窓口等でご相談ください。

住民税等の納付方法について（キャッシュレス決済）

※下記のキャッシュレス決済により納付した場合は、領収証書は発行されません。

納付種別	概要								
1 口座振替	振替日に預金口座から自動引落として納付する方法です。 ①口座振替依頼書による申込み 口座振替依頼書に記入・押印（金融機関届出印）のうえ税務課収納係宛にお送りください。口座振替依頼書は、区ホームページからのダウンロード、または、ご連絡いただければご自宅に郵送いたします（このお知らせに同封している場合もあります）。 ②スマートフォンによる申込み 三菱UFJ銀行ほか一部地方銀行ではスマートフォンを使用して AIRPOST （Web口座振替受付サービス）でもお申し込みできます。 申込締切日と振替開始時期、振替方法等について、詳しくは口座振替依頼書記載の案内または区のホームページをご覧ください。								
2 ATM	ペイジー納付 ペイジーマーク  が印刷された納付書を使用し、  の表示がある金融機関のATMで、キャッシュカードまたは現金で納付する方法です。								
3 クレジットカード	①モバイルレジクレジット 専用アプリをダウンロード後、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、クレジットカードを利用して納付する方法です。アプリは納付書裏面のQRコードから無料でダウンロードできます。納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用可能です。 ②ネットdeモバイルレジ 区のホームページから専用サイトにアクセスし、パソコン、スマートフォン、タブレットに納付書に印刷された納付番号等を入力し、納付する方法です。納付書1枚あたり100万円未満の場合に利用可能です。 ①②ともに、利用できるクレジットカードは5種類です。また、クレジットカードで納付する場合は、納付金額のほかに決済手数料がかかります。（決済手数料は中野区の収入になるものではありません。） <table><tr><th>納付金額</th><th>決済手数料（税込）</th></tr><tr><td>1円～5,000円</td><td>27円</td></tr><tr><td>5,001円～10,000円</td><td>82円</td></tr><tr><td>10,001円～20,000円</td><td>165円</td></tr></table> ※以降、10,000円増えるごとに110円（税込）加算	納付金額	決済手数料（税込）	1円～5,000円	27円	5,001円～10,000円	82円	10,001円～20,000円	165円
納付金額	決済手数料（税込）								
1円～5,000円	27円								
5,001円～10,000円	82円								
10,001円～20,000円	165円								
4 インターネットバンキング	①ペイジー納付 ペイジーマーク  が印刷された納付書を使用し、パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットバンキングにアクセスして納付する方法です。 ②モバイルレジ 専用アプリをダウンロード後、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、インターネットバンキングにアクセスし納付する方法です。アプリは納付書裏面のQRコードから無料でダウンロードできます。納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用可能です。								
5 スマートフォン決済アプリ	納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、アプリへチャージした金額から納付する方法です（PayB及び楽天銀行アプリについては、お支払いになる口座にあらかじめ必要な金額を入金してください）。 PayPay、au PAY、d払い、J-Coin Pay、楽天ペイ、FamiPay、PayB、楽天銀行アプリの8種類のアプリで納付可能です。納付書1枚あたり30万円以下（FamiPayは10万円以下）の場合に利用可能です。 ※利用方法について、詳しくは各アプリ事業者のホームページをご覧ください。								

◎中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>
「住民税の納税」（くらし・手続き／税金／住民税の納税／住民税の納税 から）
◎納付方法に関する問い合わせは 収納係 Tel 03-3228-8920



納税が困難な場合について

納付期限までに納税が困難な場合には、必ずご相談ください
窓口での相談以外に電話、郵便、電子申請等ご利用できます。
詳しくは、下記の二次元コードから中野区ホームページ「納税相談」の欄をご覧ください。
※納付期限を経過すると延滞金が発生する場合があります。
※納付期限を経過している納付書は、ご使用になれない場合があります。

納税相談のための延長・休日窓口を開設しています（祝日・年末年始を除きます）
延長・休日窓口は事前予約制です。希望日の1週間前までに予約が必要です。
詳しくは、下記の二次元コードから中野区ホームページ「延長窓口・休日窓口」の欄をご覧ください。
なお、納税相談のみの受付です。ご納付はできません。
<開設日時> ●毎週火曜日午後8時まで ●毎月第3日曜日午前9時～午後4時まで
<場所> 区役所2階税務課窓口（11番窓口）

◎中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>
「住民税の納税」（くらし・手続き／税金／住民税の納税／住民税の納税 から）
◎納税が困難な場合のご相談は 納税係 Tel 03-3228-8924



課税・納税証明書が必要な方は

取得方法	コンビニ交付	電子申請	窓口申請	郵送申請
申請できる人	区内在住でマイナンバーカードを持っている人	マイナンバーカードを持っている人	・本人（または区内在住で同一世帯の家族） ・代理人（委任状が必要）	本人のみ
申請場所	コンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）	マイナサインアプリをダウンロードして申請	・区役所戸籍住民課 ・地域事務所	区役所戸籍住民課
交付時間	午前6時半～午後11時（年末年始、保守点検日を除く） ※令和8年1月から、課税証明書のみの交付になります。		月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時【区役所のみ↓】 ・毎週火曜日：午後8時まで（祝日・年末年始を除く） ・毎週日曜日：午前9時～午後4時（原則毎週。ただし年末年始、システム保守の場合などを除く）	
発行手数料	1通につき 200円	1通につき 300円		

※他に、電話予約による区役所「夜間休日窓口」での受け取りがあります。
それぞれの申請に必要な書類や詳しい手続き方法などは、下記によりご確認ください。

◎中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>
「特別区民税・都民税の課税証明書・納税証明書」（くらし・手続き／税金／申請書ダウンロード／税金 から）
◎税証明の申請に関する問い合わせは 戸籍住民課コールセンター Tel 03-3228-5506



令和7年度からの税制改正の主な内容

令和7年度分の定額減税
本人の令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下であり、かつ本人と生計を一にする配偶者（国外居住者を除く。）の同年中の合計所得金額が48万円以下の場合に、特別区民税・都民税の所得割額から1万円を控除します。

住宅ローン控除に関する改正
(1) 19歳未満の扶養親族を有する者または本人と配偶者のいずれかが40歳未満の者（以下「子育て世帯等」といいます。）が、令和6年に入居する場合の住宅ローン控除の借入限度額は、下表のとおりです。

住宅ローン控除に係る借入限度額（令和6年入居の場合）		
新築・買取再販住宅	子育て世帯等	それ以外
認定長期優良住宅、認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

(2) 令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は、原則として、住宅ローン控除の適用を受けられません。

◎税制改正に関する問い合わせは 課税係 Tel 03-3228-8913, 03-3228-8917

